

全般に係る御意見		
番号	御意見	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>弟の子供は食物アレルギー持ちだが、反応するものを聞いていたら、農薬を使う頻度が高い農作物が多い気がした。</p> <p>アレルギーの素因が農薬でブーストされるのでは。わたしは化学物質過敏症で農薬を使った物が全てためなので、少なくとも農薬濃度の基準を上げる改正には反対です。</p>	<p>【回答1】</p> <p>消費者庁では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会における専門家や消費者の御意見を踏まえ、農薬等の残留基準を設定しています。</p> <p>なお、食品健康影響評価においては、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への影響がないと推定される摂取量（許容一日摂取量（ADI））が設定されており、ADIを超えない範囲で残留基準を設定しています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>単一の農薬の安全性を基準にするのではなく現代は複合汚染の時代です。</p> <p>残留農薬基準の緩和に反対いたします。</p> <p>現に農薬散布による空気汚染で私たち家族にも深刻な健康被害が出ており残留農薬基準をクリアした食品を食べても口の中が腫れたり影響が出ています。予防原則に沿ってよりハイレベルな安全基準へと移行するようお願い申し上げます。</p>	<p>【回答2】</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも評価手法として確立したものはありません。FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）等において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>基準値を上げないでください。</p>	<p>【回答3】</p> <p>残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>
4	<p>【意見4】</p> <p>基準値を厳しくすることはあっても、緩めることはしないでください。</p>	<p>【回答4】</p> <p>残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>
5	<p>【意見5】</p> <p>なぜ改定前より基準の値が大きくなるものがあるのですか？そこからしてよく分かりません。誰にとっても健康で安全なものを食べたい、安心して購入したい、与えたいのです。そして、水や空気や環境への影響も計り知れない筈です。生きるうえで一番大切な所を考えて決定してほしいです。</p> <p>人によって影響はさまざまな筈です。</p> <p>改定をするなら、日本以外の国がどのよう</p>	<p>【回答5】</p> <p>残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。農薬の使用の可否や使用方法は、各国において、その国の気候、病害虫の発生状況、栽培実態等を踏まえてそれぞれで定められていることから、それに基づき定めら</p>

	<p>な基準で決めているかとか、もっと学んで日本に暮らす全ての人が健康的に過ごせるようにしていただきたいです。</p> <p>以下の文言をよく守ってください。</p> <p>引用します。</p> <p>&gt;○今般、食品中に含有される農薬等の国際基準や国内外での使用状況等を考慮し、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われた後、残留基準について所要の改正を行う。なお、今般の改正案は、農薬等により人の健康を損なうおそれのないよう規格を定めるものであり、また、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の審議（令和7年11月28日）において了承されている。</p> <p>引用終わり。</p>	<p>れる残留基準値も国ごとに異なります。そのため、日本と海外の基準のどちらが厳しいかを一概に言うことはできません。</p>
<p>6</p>	<p>【意見6】</p> <p>以下、意見を行う。</p> <p>&gt; (3) 農薬クロラントラニリプロール</p> <p>臭素が抗生物質に入っている点であまり好ましくないのではないかとと思われる。</p> <p>ジアミド系殺虫剤については、現状、臭素がフッ素が入っているものばかりが登録されているようであるが、本来そのどちらも不法ではないかと思われるので、それらのどちらも含まれないものが開発されたら、現状のものは、相当酷いレベルの虫害の場合に特効があるような場合を除き、使用を終息させていった方が良くはないかと考える。</p> <p>また、現状でも使うべきではないと考える。</p> <p>なお、余談であるが、どうもジアミド系殺虫剤は、虫の側に耐性が出来やすい可能性があるようであるので、そもそもあまり使うべきではないかもしれない事を述べておく。</p> <p>（茨城県資料コナガのジアミド系殺虫剤に対する殺虫効果の低下</p> <p><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nosose/byobo/boujosidou/byougaityukannrennjouhou/documents/6_konaga_jiamido.pdf">https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nosose/byobo/boujosidou/byougaityukannrennjouhou/documents/6_konaga_jiamido.pdf</a></p>	<p>【回答6】</p> <p>残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>農薬の使用については、農林水産省により、農薬取締法に基づき農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康影響、農薬を使用した農業者への健康影響、水質や水生生物などの環境への影響、周辺の農作物や有用生物への影響及び病害虫防除の効果など、安全性等を考慮した上で、適切な使用方法等が設定されるものと承知しています。</p>

	<p>によると、ほぼ効かなくなっているような事態が存在するようである。臭素やフッ素が抗生物質に含まれていて、そのような状況であるようである(そういう所からも、それらについては、普通に使用を避けた方が良い事が言えるのではないかと思われる。))</p> <p>&gt; (7) メピコートクロリド</p> <p>メピコートの使用についてはよいのであるが、担体が塩化物イオンである事については、ほ場、土地(地下水や排水路含む)への影響を考えるべき部分が無くはないのでは、と考える。(特に多量の使用において。国土交通省が気にするような事であるが。しかし、2025年1月28日に発生した埼玉県八潮市道路陥没事故や各所での地盤崩壊・道路陥没の事態からは、民間セクション含めて塩素や硫黄を含有した物質の使用について控えていくべきではないかというような事が思われたりするのである(過去、リンを使用した洗剤が水質悪化を招いた事でリン使用の無い・ごく低くされた洗剤が使われる事が増えて問題が好転した事があるが、洗剤などについて含まれている硫黄(※台所用洗剤なども、硫黄が含まれているものは、環境によっては結構な硫化水素を発生させたりもする。)を減らしていく事をすべきかもしれないと考える。))</p> <p>なので、メピコートの担体については、塩化物イオンではないものを使用するようにした方が良いのではないかと考える。</p> <p>意見は以上である。</p>	
7	<p>【意見7】</p> <p>◇アフィドピロペン</p> <p>アフィドピロペンについては、EUにおいて有効成分として承認されておらず、個別残留基準(MRL)が設定されていない作物も存在するなど、慎重な規制姿勢が取られています。また、米国EPA文書では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胎児及び子世代に対する感受性増加 (increased fetal and offspring</li> </ul>	<p>【回答7】</p> <p>残留基準の設定等については【回答1】、複合的な影響については【回答2】、農薬の使用等については【回答5】及び【回答6】を御覧ください。</p>

susceptibility)

・発がん性示唆 (Suggestive Evidence of Carcinogenic Potential)

が示されています。

さらに近年、EFSA 等では、単一農薬ごとの評価だけでなく、複数農薬及び代謝物による累積曝露評価の重要性が指摘されています。

このような国際的動向を踏まえると、日本において使用量又は残留基準を緩和する前に、慢性曝露、地下水への影響、水生生物への影響及び感受性集団への影響について、より慎重かつ独立性の高い再評価を行うべきと考えます。

特に茶については、茶葉を熱湯で抽出して飲用するという摂取形態上、残留農薬成分や代謝物が抽出液中へ移行する可能性があります。

茶は日常かつ長期的に摂取される食品であり、小児から高齢者まで幅広い世代が反復的に摂取する実態があることから、単純な残留基準値のみではなく、実際の摂取形態を踏まえた慢性曝露評価を重視すべきと考えます。

また、果皮ごと摂取されるなす科野菜については、洗浄や皮むきによる残留低減が限定的である可能性があり、実際の食習慣を踏まえた慢性曝露評価が必要と考えます。

さらに、はちみつについて新たに 0.05 ppm の残留基準が設定される点についても懸念があります。

これまで個別基準が設定されていなかった食品について、より高い残留を制度上許容する方向となる場合、消費者にとっては安全側からの後退と受け止められかねません。

特に、はちみつは小児を含む幅広い世代に日常的に摂取される食品であり、またミツバチを介した環境中農薬曝露の指標ともなり得ることから、慎重な評価と十分な情報公開を求めます。

また、本パブリックコメント資料である『食品

衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会資料』  
39 頁「6. ADI 及び ARfD の評価」において、

「ラットを用いた 2 年間発がん性試験において子宮腺癌の発生頻度増加が認められた」との記載があります。

同資料では「遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難い」とされていますが、米国 EPA においては「Suggestive Evidence of Carcinogenic Potential (発がん性を示唆する証拠あり)」と評価されている点も踏まえると、発がん性及び生殖・発生影響について、更なる慎重な評価が必要と考えます。

加えて、同資料 41 頁「(4) 暴露評価」において、幼小児（1～6 歳）が国民全体、高齢者及び妊婦を上回る最大曝露群となっている点を懸念します。

幼小児は体重当たり摂取量が多く、発達段階にあることから、化学物質感受性が高い可能性があります。また、米国 EPA 文書では「胎児及び子世代に対する感受性増加 (increased fetal and offspring susceptibility)」が示されています。

このような知見を踏まえると、単に ADI 比が基準値未満であることのみをもって安全とするのではなく、発達期曝露、慢性曝露及び複合曝露を考慮した慎重な評価が必要と考えます。

特に茶は、小児期から日常的に摂取される飲料であり、虫歯予防や糖分摂取抑制の観点からも広く利用されています。

さらに、慣行栽培食品を通じて他の農薬にも同時に曝露する実態があることから、農薬の蓄積や複合的影響、相互作用等の可能性についても十分に考慮し、より低い残留基準値を検討すべきと考えます。

【参考】

・ EPA Federal Register

<https://regulations.justia.com/regulations/fedreg/2026/02/13/2026-02933.html>

・ EU Pesticides Database

<https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/>

◇グルホシネート類

EU ではグルホシネート系農薬（グルホシネート、グルホシネートアンモニウム等）は、生殖毒性 Category 1B として扱われており、2018 年に有効成分承認が失効している。EFSA（欧州食品安全機関）は、消費者への急性曝露リスクの可能性についても指摘しており、EU における基本方針は、EU 域内使用に基づく MRL（残留基準値）を LOQ（定量限界）方向へ引き下げるものである。

一方、EU において一部 MRL が維持・改定されているのは、輸入許容（import tolerance）や Codex 基準との整合など、国際貿易上の理由による側面が大きいと考えられる。これは「安全性が積極的に確認された」ことを意味するものではなく、あくまで貿易制度上の措置である。

そのような中、日本において綿実やホップ等の残留基準値を現在の数値から 3~4 倍へ大幅に引き上げることについては、極めて慎重であるべきと考える。特に綿実は、綿実油、飼料、加工食品原料などとして広く流通し、フードチェーン全体を通じて乳幼児から高齢者まで幅広い世代へ影響を及ぼし得る。

とりわけ、妊婦、胎児、乳幼児など感受性の高い層への影響を考慮した場合、生殖毒性が懸念される農薬については予防的観点から可能な限り曝露低減を図るべきであり、残留基準値を大幅に引き上げることには強い懸念を抱く。

また、ホップはビール等アルコール飲料の原料として継続的に摂取される加工原料であり、乾燥・加工工程による残留農薬の濃縮可能性についても考慮する必要がある。さらに、アルコール摂取自体が肝機能や代謝系へ影響を与えることが知られている中、グルホシネー

ト残留との複合曝露について十分な検討が行われているのか疑問が残る。

生鮮重量ベースで設定された MRL であっても、加工・濃縮後の残留実態や長期摂取影響について、より慎重な評価が必要ではないか。EFSA 自身が「消費者への急性リスクの可能性」を指摘している以上、残留基準値の引き上げについては慎重であるべきであり、安易な規制緩和には反対する。

また、一部の輸入許容的な MRL 緩和のみを参照するのではなく、EU がグルホシネート系を非承認とし、生殖毒性を重視しているという基本姿勢そのものを重視し、取り入れる必要があると考える。

【根拠資料】

・ EFSA (欧州食品安全機関)

「グルホシネートの残留物および毒性に関するデータ不足を補うためのデータ提出の呼びかけ」

<https://www.efsa.europa.eu/en/call/call-data-submit-data-covering-residue-and-toxicological-data-gaps-glyphosate>

(2018年に承認失効、EU使用由来 MRL は LOQ 方向へ引き下げる必要、生殖毒性 Category 1B 等を記載)

・ EFSA

「規則 (EC) No 396/2005 第 12 条に基づくグルホシネートの既存 MRL 見直しに関する合理的意見」

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2015.3950>

(消費者への急性リスクの可能性を指摘)

・ EU におけるグリホサート承認情報

[https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/approval-active-substances-safeners-and-synergists/renewal-approval/glyphosate\\_en](https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/approval-active-substances-safeners-and-synergists/renewal-approval/glyphosate_en)

(グリホサートは承認継続である一方、グルホシネートは失効しており、EU がグルホシネ

ートをより慎重に扱っていることの比較資料)

#### ◇クロラントラニリプロール

クロラントラニリプロールについては、急性毒性が比較的低いとされている一方、EUをはじめとする諸外国では、水生生物への影響、非標的生物への影響、長期曝露等を考慮し、継続的な再評価や厳格な残留基準管理が行われています。

EUの評価文書においても、必要データ不足や追加検討事項が指摘されており、「完全に安全性が確立された農薬」として無制限に扱われているわけではありません。

そのような中で、

- 米（玄米） 0.05→0.1
- 茶 50→80
- レタス類 20→30
- おうとう 1→3

など、日常的に摂取頻度の高い食品を含め、多数の食品で一斉に残留基準値を緩和することには強い懸念があります。

特に米、茶、葉物野菜は、子どもや妊婦を含む幅広い世代が継続的に摂取する食品です。現在の農薬評価制度では個別農薬ごとの評価が中心ですが、実際の食生活では複数農薬への同時曝露が日常的に発生しています。

そのため、単独毒性のみではなく、複合曝露・累積曝露の観点から慎重な評価が必要と考えます。

また、クロラントラニリプロールは、水生無脊椎動物等への影響が国際的にも懸念されている農薬であり、生態系保全の観点からも慎重な管理が求められている物質です。

農薬の残留基準は、人への急性毒性のみならず、環境影響や将来的な曝露増加も含めて検討されるべきです。

EUでは予防原則に基づき、科学的不確実性が

残る場合には慎重な管理が行われています。  
日本においても、安全性が完全に立証された  
とは言い切れない段階で、安易に基準値を引  
き上げるべきではありません。

また、今回の基準緩和は、輸入・流通・農業運  
用上の都合を優先したものではないかとの疑  
念を抱かざるを得ません。少なくとも、

- 長期曝露評価
- 子ども・妊婦等の高感受性集団への  
影響評価
- 複数農薬の累積曝露評価
- 水系・生態系影響評価
- 国際的な最新知見の再精査

を十分に行うまでは、基準値を引き上げるべ  
きではなく、現行基準を維持すべきと考えま  
す。

EUのEFSA(欧州食品安全機関)による2020年  
MRLレビューでは、必要情報の不足が指摘さ  
れ、「consumer risk assessment is  
considered indicative only(消費者リスク  
評価は暫定的なものに留まる)」とされていま  
す。

このように、国際的にも継続的再評価が行  
われている農薬について、日本で多数食品の  
残留基準を一斉に緩和することには慎重であ  
るべきと考えます。

さらに、オーストラリア飲料水ガイドライン  
においても、水源汚染や地下水流入への懸念  
が示されており、継続的な検出は不適切使用  
の可能性を示す場合があるとされています。  
環境中への残留や水系汚染リスクを踏まえて  
も、慎重な対応を求めます。

【参考資料】

■ EFSA Review of the existing MRLs for  
chlorantraniliprole (2020)

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6235>

- “some information required by the regulatory framework was missing”  
(規制上必要な情報の一部が不足)
- “consumer risk assessment is considered indicative only”  
(消費者リスク評価は暫定的)

■ EFSA Peer Review of chlorantraniliprole (2013)

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2013.3143>

- 必要追加データ
- 懸念事項 (Concerns)
- 環境影響評価

等について記載。

■ Australian Drinking Water Guidelines – Chlorantraniliprole

<https://guidelines.nhmrc.gov.au/australian-drinking-water-guidelines/part-5/physical-chemical-characteristics/chlorantraniliprole>

- 飲料水基準設定
- 長期影響ベース評価
- 水源汚染・地下水・流出への言及

■ EFSA Modification of MRLs for chlorantraniliprole (2012)

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2548>

EU では作物ごとに MRL の個別評価・見直しが続行的に行われている。

◇フェリムゾン

フェリムゾンについては、EU において農薬有効成分として承認されていない。

EU では、農薬有効成分は Regulation (EC) No 1107/2009 に基づき、人の健康影響、発がん性、環境影響、食品残留、非標的生物影響等につい

て厳格な審査が行われ、安全性が確認された有効成分のみが承認される制度となっている。欧州委員会（European Commission）の農薬制度説明資料でも、

「Active substances can only be approved if they fulfil the approval criteria laid down in Regulation (EC) No 1107/2009」

（有効成分は、規則 1107/2009 の承認基準を満たした場合にのみ承認される）

とされている。

また、EU の承認有効成分リスト（Regulation EU 540/2011）にフェリムゾンに掲載されておらず、EU 水準では一般的使用が認められていない農薬である。

英国農薬データベース（PPDB）でも、フェリムゾンについて

“EC Regulation 1107/2009 status: Not approved”

“No UK approval for use”

と記載されている。

さらに、食品安全委員会の農薬評価書では、フェリムゾンについて、肝毒性（肝細胞肥大等）、血液毒性（貧血等）、神経症状（歩行異常、運動低下等）が確認されており、ラット長期試験では鼻腔扁平上皮癌の増加も報告されている。

このように EU 等で承認されていない農薬について、日本において主食である米（玄米）の残留基準値を 2 ppm から 3 ppm に緩和することには慎重であるべきであり、国民の長期曝露リスクを十分考慮すべきである。

<資料・根拠>

・ EU Pesticides Database

[https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/eu-pesticides-database\\_en](https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/eu-pesticides-database_en)

（EU 農薬データベース。EU で承認・非承認となっている農薬有効成分、MRL 等を検索可能）

・ European Commission

“Approval of active substances, safeners

and synergists”  
[https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/approval-active-substances-safeners-and-synergists\\_en](https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/approval-active-substances-safeners-and-synergists_en)  
(EU では、農薬有効成分は Regulation (EC) No1107/2009 に基づき、安全性評価を経て承認される制度であることの説明)  
・ Regulation (EC) No 1107/2009 concerning the placing of plant protection products on the market  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2009/1107/oj>  
(EU 農薬規則。人の健康、環境等への安全性基準)  
・ European Commission  
“Legislation on Plant Protection Products”  
[https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/legislation-plant-protection-products-ppps\\_en](https://food.ec.europa.eu/plants/pesticides/legislation-plant-protection-products-ppps_en)  
(EU 承認制度・承認有効成分制度に関する説明)  
・ PPDB: Pesticide Properties DataBase  
Ferimzone  
<https://sitem.herts.ac.uk/aeru/ppdb/en/Reports/719.htm>  
(英国 PPDB データベース。“EC Regulation 1107/2009 status: Not approved”“No UK approval for use” の記載あり)  
・ 食品安全委員会  
「農薬評価書 フェリムゾン (第3版)」  
[https://www.caa.go.jp/policies/council/fssc/pesticide/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_010/assets/fssc\\_cms207\\_251127\\_13.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/fssc/pesticide/meeting_materials/review_meeting_010/assets/fssc_cms207_251127_13.pdf)  
(肝毒性、血液毒性、神経症状、ラットでの鼻腔扁平上皮癌増加等の記載)  
◇メピコートクロリド (Mepiquat chloride) に関する意見

メピコートクロリドについて、EUでは現在も「継続的な再評価」と厳格な残留基準（MRL）管理の対象となっており、決して安全性が担保されているわけではありません。実際に、欧州食品安全機関（EFSA）の2024年ピアレビューでは、「必要な追加情報の不足（missing information）」や「複数の懸念事項（concerns）」が明記されています。さらに、2025年のEU再承認においても、加盟国に対して作業者防護具の着用やリスク低減措置への「特別な配慮」が義務付けられており、その危険性は常に警戒されています。

そうした中、日本国内において綿実（めんじつ）の残留基準値を「2ppm」から「40ppm」へと、一挙に20倍もの大幅な規制緩和を行うことは、到底容認できるものではありません。

綿実は日常の多くの食品に広く使用される「綿実油」の原料です。油として精製・抽出される過程において、本物質がさらに「濃縮」される危険性を強く危惧します。

本物質には、内分泌かく乱（環境ホルモン）作用への懸念、次世代への発達影響、そして何より「生殖毒性」を含めた重篤な悪影響が指摘されています。これらは、感受性の高い乳幼児や子ども、妊婦はもちろんのこと、成人に至るまで、あらゆる世代に対して長期的に深刻な健康被害をもたらす恐れがあります。

EFSAの過去の評価でも、長期的な安全性は確立されておらず、一部のデータは「情報不足による暫定的評価」にとどまっています。EUすら安全性を確定できず再評価を続け慎重姿勢を崩していない現状に鑑み、日本が先行してこのような暴挙とも言える大幅な緩和を行うべきではありません。「予防原則」に立ち、慢性曝露や濃縮リスクを踏まえた、極めて厳格な評価と現行基準の維持を強く求めます。

<資料・リンク>

1. 欧州食品安全機関（EFSA）2024年ピアレビュー（安全性評価結論）

○資料名: Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance mepiquat (evaluated variant mepiquat chloride)

○概要:2024年に公開されたEFSAによる最新の査読報告書。植物成長調整剤としての使用に関し、規制枠組みで求められる「追加情報の不足 (missing information)」や、複数の「懸念事項 (concerns)」が公式に特定・記録されています。

○リンク (PubMed/EFSA Journal) :  
<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/39050024/>

2. 欧州委員会 (European Commission)  
2025年 再承認施行規則

○資料名: COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2025/150 of 29 January 2025 renewing the approval of the active substance mepiquat chloride

○概要:2025年1月に採択 (3月1日施行) されたメピコートクロリドの認可更新に関するEU政令。当初、報告国 (フィンランド) の初期評価報告では「内分泌かく乱特性を排除するための追加情報が必要」として承認更新を提案できない段階があった経緯や、認可にあたり加盟国へ作業員防護 (防護具着用等) やリスク低減措置への特別な配慮を義務付けている条項が明記されています。

○リンク (EU 法公式官報 EUR-Lex) :  
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ:L\\_202500150](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ:L_202500150)

3. EFSAにおける残留基準値 (MRL) の見直し・暫定的評価に関する報告

<p>○資料名:Reasoned opinions on the modification of the MRLs for mepiquat / Modification of the temporary maximum residue levels</p> <p>○概要:キノコ類 ( cultivated fungi / oyster mushrooms ) や綿花 ( cotton seeds ) など、各食品における残留基準値 (MRL) が「暫定的な評価 (temporary MRLs)」にとどまっている現状や、交差汚染のリスク、データ不足による見直しの経緯を示す EFSA の科学的意見書。</p> <p>○リンク (PMC/一例) : <a href="https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC10790192/">https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC10790192/</a></p>	
--	--